

## 次期出雲市行財政改革大綱及び実施計画策定について

### 1. 実施スケジュール（案）（令和5年度）

7月 委嘱書交付

諮問

①「出雲市行財政改革第2期実施計画」の成果の検証について

②「出雲市行財政改革大綱」の見直しについて

③次期「出雲市行財政改革実施計画」について

上記諮問案件の検討

答申

次期大綱案及び実施計画案の検討

2月 次期大綱及び実施計画を3月議会に提出

### 2. これまでの大綱策定等

H17. 12 「21世紀出雲市行財政改革大綱」策定

（第1期実施計画：H17～21、第2期実施計画：H22～26）

H26. 4 「出雲市行財政改革大綱」を1年前倒しで策定

（第1期実施計画：H26～30、第2期実施計画：R1～5）

### 3. 参考

○出雲市行財政改革審議会条例

（設置）

第1条 市の行財政改革に関し必要な事項を審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、出雲市行財政改革審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市長の諮問に応じ、行財政改革に関する重要事項を調査審議し、意見を答申すること。

(2) 市の行財政改革に関する実施計画の推進に対し意見を述べ、その推進状況に関し必要な助言等を行うこと。

(3) 事務事業の評価及び検証を行うこと。

(4) その他市長が行財政改革の推進上必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別な事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 臨時委員は、第2項に規定する特別な事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## ○出雲市行財政改革推進本部設置規程

### (設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立を目的に、市が自主的・主体的に行財政改革を推進するため、出雲市行財政改革推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 出雲市行財政改革審議会への諮問に関すること。
- (2) 行財政改革大綱の策定案の調査・審議に関すること。
- (3) 行財政改革大綱に基づく実施計画の策定に関すること。
- (4) 行財政改革大綱に基づく実施計画の進行管理に関すること。
- (5) 行財政改革の実施状況及びその結果等の公表に関すること。
- (6) その他本部長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、出雲市庁議規則(平成17年出雲市規則第12号)第2条に定める者(同条第1号に掲げる者を除く。)